

# 通所介護・通所型独自サービス重要事項説明書

＜令和7年1月1日現在＞

## 1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 048-726-6381 (8時30分～17時30分)

担当 苦情解決責任者 沼田 博

担当者 中里 奨・深井 祐一

\*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

当施設以外に市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・上尾市健康福祉部高齢介護課 電話 048-775-5111(代)

・埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048-824-2761(代)

・第三者委員 柴崎 篤房 電話 080-3428-1286

安部 雅子 電話 080-9647-1257

## 2 デイサービスあけぼのの概要

(1) 提供できるサービスの種類 通所介護・通所型独自サービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	デイサービス あけぼの
所在地	埼玉県上尾市大字上野567番地
介護保険事業者番号	通所介護・(埼玉県 1171600099)
サービスを提供する対象地域	上尾市 さいたま市西区 桶川市 川島町

上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(3) 同センターの職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名	名	サービス管理全般	1名
生活相談員	3名	名	生活上の相談等	3名
機能訓練指導員	1名	名	リハビリテーション・機能回復訓練等	1名
事務職員	名	名		名
看護 介 護 職 員	看護師	1名	医療、健康管理業務等	2名
	准看護師	名		名
	介護福祉士	10名	日常介護業務等	10名
	介護職員初任者	名		名
	1～2級修了者	名		1名
	その他	名		1名

(4) 同センターの施設の概要

定員	45名	静養室	1室
食堂・機能訓練室	2室	相談室	1室
浴槽	一般浴槽（リフト浴も出来ます）	送迎車両	6台

(5) サービス時間

月曜日～土曜日	9時00分～16時45分（祝日も行っています。）
日曜日・12/31～1/3	休日

緊急連絡先 048-726-6514 （特別養護老人ホーム あげぼの）

3 サービス内容

通所介護・介護予防通所介護計画に沿って、リハビリ・体操の提供やその他送迎・食事・入浴等のサービスを行います。

○ 料金

・デイサービス利用料

◎通所介護

下記の料金は地域等級地加算（介護単価 100 円につき 2.7 円）を含んだ金額です。

(1) 提供時間が 2 時間以上 3 時間未満の場合（半日利用食事なし）

	利用料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護1	2,793 円	280 円	559 円	838 円
要介護2	3,193 円	320 円	639 円	958 円
要介護3	3,604 円	361 円	721 円	1,082 円
要介護4	4,025 円	403 円	805 円	1,208 円
要介護5	4,436 円	444 円	888 円	1,331 円

(2) 提供時間が 3 時間以上 4 時間未満の場合（午前半日利用食事あり）

	利用料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護1	3,799 円	380 円	760 円	1,140 円
要介護2	4,344 円	435 円	869 円	1,304 円
要介護3	4,919 円	492 円	984 円	1,476 円
要介護4	5,473 円	548 円	1,095 円	1,642 円
要介護5	6,038 円	604 円	1,208 円	1,812 円

(3) 提供時間が7時間以上8時間未満の場合（一日利用）

	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	6,757円	676円	1,352円	2,028円
要介護2	7,979円	798円	1,596円	2,394円
要介護3	9,243円	925円	1,849円	2,773円
要介護4	10,506円	1,051円	2,102円	3,152円
要介護5	11,789円	1,179円	2,358円	3,537円

※端数処理の関係上、実際の金額とは若干異なる場合があります。

(加算金額) 下記金額の右欄 ( ) 内は2割、3割負担の金額となります。

- ・入浴介助加算Ⅰ 1日あたり41円（82円、123円）です。
- ・入浴介助加算Ⅱ 1日あたり57円（113円、170円）です。
- ・個別機能訓練加算Ⅰ1 1日あたり58円（115円、173円）です。
- ・個別機能訓練加算Ⅰ2 1日あたり78円（156円、234円）です。
- ・個別機能訓練加算Ⅱ 1日あたり21円（41円、62円）です。
- ・サービス提供体制加算Ⅰ 1日あたり23円（45円、68円）です。
- ・科学的介護推進体制加算 1月あたり41円（82円、123円）です。
- ・栄養アセスメント加算 1月あたり52円（103円、154円）です。
- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護報酬総単位数×加算率（9.2%）
- ・

(介護保険給付対象外の利用料)

- ・昼食材料費及び調理費 1食あたり 800円です。
- ・デイサービス活動費として1回の利用毎に50円がかかります。
- ・写真焼き増し代 1枚 30円です。
- ・生け花に参加された方は1回 550円です。
- ・紙オムツ代 持参以外での貸出の場合 150円です。
- ・おやつ代 1食 50円です。

◎通所型独自サービス 地域等級地加算が加わり、介護単価100円につき2.7円の自己負担が発生します。

下記の料金は地域等級地加算（介護単価100円につき2.7円）を含んだ金額です。

	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	18,465円	1,847円	3,693円	5,540円
要支援2	37,187円	3,719円	7,438円	11,157円

(加算金額) 下記金額の右欄 ( ) 内は2割、3割負担の金額となります。

- ・送迎及び入浴加算 利用料金の基本単位に含まれています。
- ・サービス提供体制強化加算1ヶ月あたり 要支援1 91円（181円、271円）  
要支援2 181円（362円、543円）

- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護報酬総単位数×加算率（9.2%）

（介護保険給付対象外の利用料）

- ・昼食材料費及び調理費 1食あたり 800円です。
- ・デイサービス活動費として1回の利用毎に50円がかかります。
- ・写真焼き増し代 1枚 30円です。
- ・生け花に参加された方は1回 550円です。
- ・紙オムツ代 持参以外での貸出の場合 150円です。
- ・おやつ代 1食 50円です。

（1）キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用日の当日の8時30分までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の当日の8時30分までにご連絡がなかった場合	400円

（2）支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、28日までにお支払いください。お支払い方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

4 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当施設職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にその介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設などに入所した場合・・・入所日の翌日
- ・利用者の要支援・要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合・・・非該当となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合・・・死亡日の翌日

#### ④ その他

- ・ 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者がサービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院または病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させて頂く事がございます。

#### 5 福祉サービス第三者評価実施状況

実施の有無      有       無

#### 6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

#### 7 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。